

<h1>県教委ニュース</h1>	県教育発行 新潟委員会
	平成 1 8 年 6 月 2 7 日
	号 外

あなたの行動は、子どもたちの 模範となっていますか？

私たち教職員は、児童生徒の教育に携わり、その人格形成を支援するという、重大な責務を担っています。

そのため、公務員の中でも特に高い「倫理観」が求められており、児童生徒・保護者等との信頼関係を基礎に職責を果たしていく必要があります。

しかしながら、教職員による非違行為は後を絶たず、特に最近は飲酒運転をはじめ、児童買春、窃盗、収賄、ひき逃げなど、極めて悪質な事例が発生し、教職員への信頼を根底から揺るがす深刻な事態となっています。

今、私たちは失った信頼を取り戻すため、一人ひとりが自らの意識と行動を見つめ直し、あらためて非違行為の根絶に取り組むことが強く求められています。

非違行為による懲戒処分の状況は？

数字の上では減少していますが...

《過去5年間の状況》

年 度	処分件数
平成 1 3 年度	7 4
平成 1 4 年度	7 8
平成 1 5 年度	5 8
平成 1 6 年度	7 7
平成 1 7 年度	6 4

* 県教委としての総処分件数。

《平成 1 7 年度の処分内訳》

非違行為の 種 別	処 分 内 容				
	戒告	減給	停職	免職	計
飲酒運転			6	1	7
速度超過	2 5	3			2 8
交通加害事故	7	4			1 1
ひき逃げ				1	1
体 罰	1	2			3
児童買春				1	1
窃 盗				1	1
個人情報流出		1			1
その他	3	5	1	2	1 1
計	3 6	1 5	7	6	6 4

《平成 1 7 年度》

免職 6 件は、過去最悪！！

《平成 1 8 年度》

4 月には収賄・公金詐欺で免職も！